

第3表 防火対象物別表（消防法施行令 別表第1）

1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
4		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅
6	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	社会福祉施設（主として火災発生時に自力で避難することが著しく困難なものが入所する施設等）
	ハ	社会福祉施設（6項ロ以外の施設）
	ニ	幼稚園、盲学校、聾 ^{ろう} 学校、養護学校
7		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
8		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
10		車両の停車場、船舶又は航空機の発着場
11		神社、寺院、教会その他これらに類するもの
12	イ	工場、作業場
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ
13	イ	自動車車庫、駐車場
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫
14		倉庫
15		前各項に該当しない事業場
16	イ	1～4項、5項イ、6項、9項イが存する複合用途防火対象物
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物
16の2		地下街
16の3		準地下街
17		重要文化財、重要有形民俗文化財等
18		延長50m以上のアーケード
19		市町村長が指定する山林
20		総務省令で定める舟車